

別紙様式

重要事項説明書

記入年月日	2023年7月1日
記入者名	柴崎 美香
所属・職名	事務室・事務長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) しやかいふくしほうじん みさとかい 社会福祉法人 美郷会	
主たる事務所の所在地	〒 573-1137 大阪府枚方市西招提町1253	
連絡先	電話番号／FAX番号	072-866-7007／072-866-7006
	メールアドレス	tokuyou_misato@arion.ocn.ne.jp
	ホームページアドレス	http://www.misugikai.jp
代表者（職名／氏名）	理事長 / 佐藤 真杉	
設立年月日	平成 15年3月6日	
主な実施事業	※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーmuみはな 有料老人ホーム美華	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
所在地	〒 573-1138 大阪府枚方市招提北町二丁目34番1号	
主な利用交通手段	京阪電車「樟葉」駅より京阪バスで10分、「南船橋」下車	
連絡先	電話番号／FAX番号	072-864-5713／072-864-5715
	メールアドレス	mihana@misugikai.jp
	ホームページアドレス	http://www.misugikai.jp/mihana
管理者（職名／氏名）	施設長 / 住吉 修	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日	平成 19年4月1日	平成 18年5月22日 高施1156号

（特定施設入居者生活介護の指定）

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772403727	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 19年4月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772403727	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 19年4月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり	
	賃貸借契約の期間	平成 17年6月			～	平成 67年5月	
	面積	5,213.8 m ²					
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新		
	賃貸借契約の期間				～		
	延床面積	4,325.8 m ² (うち有料老人ホーム部分)				4,325.8 m ²)	
	竣工日	平成 19年2月16日			用途区分		有料老人ホーム
	耐火構造	耐火建築物	その他の場合 :				
	構造	鉄筋コンクリート造	その他の場合 :				
	階数	3 階 (地上		3 階、地階		階)	
居室の状況	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性						
	総戸数	100 戸	届出又は登録(指定)をした室数		100室	()	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積
	一般居室個室	○	○	×	×	×	19.5 m ²
							100
							1人部屋
共用施設	共用トイレ	4ヶ所	うち男女別の対応が可能なトイレ				1ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能なトイレ				3ヶ所
	共用浴室	大浴場	1ヶ所	個室	7ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所	チエ ア一浴	0ヶ所	その他:	個浴7ヶ所
	食堂	3ヶ所	面積 312.5 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		なし
	機能訓練室	1ヶ所	面積 42.0 m ²				
	エレベーター	あり (ストレッチャー対応)		2ヶ所			
	廊下	中廊下 2.2 m	片廊下	m			
	汚物処理室		3ヶ所				
	緊急通報装置	居室 あり	トイレ あり	浴室 あり	脱衣室 あり		
		通報先 ケアステーション	通報先から居室までの到着予定時間	1分			
消防用設備等	その他	相談室、洗濯室、理美容室、健康管理室、談話コーナー、娯楽室、エントランスホール、トランクルーム、駐車場					
	消火器	あり	自動火災報知設備 あり	火災通報設備	あり		
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)				
消防用設備等	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回	

4 サービスの内容 (全体の方針)

運営に関する方針	指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でもその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話をを行うことにより、要支援状態となつた場合でも自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。	
サービスの提供内容に関する特色	事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者およびその他の従業者（以下「指定特定施設入居者生活介護【指定介護予防特定施設入居者生活介護】従事者」という）が、要介護状態【要支援状態】の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護【指定介護予防特定施設入居者生活介護】を提供する。	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容	状況把握サービスの内容：24時間介護スタッフが常駐し、居室への巡回を行っている。 生活相談サービスの内容：生活相談員が日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。	
健康診断の定期検診	自ら実施・委託	佐藤医院在宅医療部ほか
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス	※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）	
虐待防止	①虐待防止に関する責任者を選定しています。 【施設長：住吉 修】 ②成年後見制度の利用を支援します。 ③苦情解決体制を整備しています。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。 ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。 ⑤当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。	
身体的拘束	・身体的拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。（継続して行う場合は概ね1月毎行います。） 2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 1月に1回以上、身体的拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。 ・身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。	
非常災害対策	①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（ 施設長 住吉 修 ） ②非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期：（毎年2回 月・月）	

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防 特定施設サービス計画等の作成		<p>①入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）特定施設入居者生活介護計画を作成します。</p> <p>②（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得たうえで交付します。</p> <p>③それぞれの入居者について、（介護予防）特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p> <p>④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。</p> <p>⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
	入浴の提供及び介助	入浴又は清拭を行います。身体の状況により、個別浴槽・特殊浴槽を使用して入浴することができます。
	排泄介助	自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。（排泄パターンの把握、適時誘導）
	離床・着替え・整容等の日常生活上の世話	離床：寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 着替：生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 整容：清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が作成した機能訓練計画にそって器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	あり 入居者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	①看護職員により入所者の状況に応じて適切な措置を講じます。 ②外部の医療機関に通院する場合はその介助について出来る限り配慮します。
	相談及び援助	入所者及び短期利用者とその家族からの相談に応じます。
施設の利用に当たっての留意事項	<p>①持ち込みの制限 利用にあたり、刃物・危険物・その他事業所が持ち込みを認めないものは原則として持ち込むことができません。</p> <p>②面会 面会時間は、原則9時から20時（日祝日は17時）となります。来訪者は、必ずその都度「来訪カード」にご記入下さい。なお、来訪される場合、生もの等の持ち込みはご遠慮下さい。</p> <p>③事業所・設備の使用上の注意（契約書第11条、第12条参照） • 居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 • 故意またはわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合、利用者に自己負担により原状に復していただかず、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。 • 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。</p> <p>④喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮下さい。</p>	
心身の状況の把握	<p>（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、入居者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。</p>	
居宅介護支援者等との連携	<p>①（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。</p> <p>②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の写しを、入居者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。</p> <p>③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します（短期利用のみ）。</p>	
施設における衛生管理等	<p>①（介護予防）特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。</p> <p>②（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。</p> <p>③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。</p>	

従業者の禁止行為	<p>従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。</p> <p>①医療行為(ただし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。) ②入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く) ⑤その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為</p>			
サービスにあたっての留意事項	<p>①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。</p> <p>②入居者が要介護認定を受けていない場合は、入居者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が入居者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。</p> <p>③入居者及び家族の意向を踏まえて、「(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画」は、入居者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。</p> <p>④サービス提供は「(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画」は、入居者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。</p> <p>⑤(介護予防) 特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、入居者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。</p>			
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため職員に対し、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故・苦情対応等の研修を実施しています。			
短期利用特定施設入居者生活介護の提供 人員配置が手厚い介護サービスの実施	<table border="1"> <tr> <td>短期利用特定施設入居者生活介護の提供 人員配置が手厚い介護サービスの実施</td> <td>あり なし</td> <td>(介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1 以上</td> </tr> </table>	短期利用特定施設入居者生活介護の提供 人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり なし	(介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1 以上
短期利用特定施設入居者生活介護の提供 人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり なし	(介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1 以上		

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) _____
事業所の所在地	_____
事業者名	(ふりがな) _____
併設内容	_____

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) _____
事業所の所在地	_____
事業者名	(ふりがな) _____
連携内容	_____

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い	
	その他の場合 :	
協力医療機関	名 称	社会医療法人 美杉会 佐藤病院
	住 所	大阪府枚方市養父東町65番1号
	診 療 科 目	内科、呼吸器外科・内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腎臓内科（人工透析）、外科（消化器・一般外科・肛門外科）、乳腺外科、整形外科、手外科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、皮膚科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、泌尿器科（男性不妊治療）、麻酔科、耳鼻咽喉科、小児科（全23診療科）
	協 力 内 容	急変時の対応
	その他の場合 :	
	名 称	社会医療法人美杉会 男山病院
	住 所	京都府八幡市男山泉19番地
	診 療 科 目	内科、消化器内科、血液内科、糖尿病内科、腎臓内科（人工透析）、外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、緩和ケア内科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、神経内科（全22診療科）
	協 力 内 容	その他の場合 :
	協力歯科医療機関	名 称
住 所		大阪府枚方市宮之阪3丁目1-30
協 力 内 容		訪問診療
その他の場合 :		

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	その他の場合 :		
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	変更の内容	
	便所の変更	変更の内容	
	浴室の変更	変更の内容	
	洗面所の変更	変更の内容	
	台所の変更	変更の内容	
	その他の変更	変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険で要支援（1・2）または要介護（1～5）と認定されている方 ・原則として満65歳以上の方 ・複数入居者における共同生活を営むことに概ね支障のない方 ・著しい自傷他傷のおそれのない方 ・常時医療的処置を必要としない方 ・健康保険加入の方 		
契約の解除の内容	①入居者が死亡したとき ②事業者が第29条（事業者からの契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき ③入居者が第30条（入居者からの解約）に基づき解約を行ったとき		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	(事由) ①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ②月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅延するとき ③第20条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき ④入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき ⑤入居者が3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれるときまたは入院したとき	
		(手続き) ①契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおく ②前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける ③解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する	
解約予告期間	90日		
入居者からの解約予告期間	30日間		
体験入居	あり	内容	内容：1泊2日7,000円 昼・夕・朝食代含 空き室がある場合のみ可能
入居定員	100人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

職員数 (実人数)	合計		常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	常勤	非常勤		
管理者	1	1	1	
生活相談員	1	1	1	
直接処遇職員	42	32	10	40.1
介護職員	38	29	9	36.1 計画作成担当者2名
看護職員	4	3	1	4
機能訓練指導員	1	1	1	
計画作成担当者	2	2	0.4	介護職員2名
栄養士	1	1	1	
調理員	6	5	1	5.5
事務員	2	1	1	2
その他職員	2		2	1.5
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				37.5 時間（介護職員・その他職員） 38.75 時間（上記以外の職種）

(職務内容)

管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
生活相談員	生活相談員は、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行います。
直接処遇職員	
介護職員	介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
看護職員	看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとします。
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための計画を作成します。
計画作成担当者	計画作成担当者は、入居者又は家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。
栄養士	適切な栄養管理を行います。
調理員	食事の調理を行います。
事務員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
その他職員	介護助手（介護職員の業務支援）

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
社会福祉士	1	1		
介護福祉士	34	25	2	
介護職員初任者研修修了者	4	1	6	
認定特定行為業務従事者：2号研修（詳細は備考欄）	2	2	0	①社会医療法人美杉会ほか ②喀痰吸引(口腔内・鼻腔内)、経管栄養(胃ろう又は張ろう)

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（21時～6時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	5 人	4 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	2.5 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	2.5 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式		一部前払い・一部月払い方式
年齢に応じた金額設定	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
要介護状態に応じた金額設定		なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり 内容： 食費を1食単位で減額。管理費は日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合
	手続き	運営懇談会の意見を聴く

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度	要支援1	要介護3
	年齢	65歳以上	65歳以上
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室
	床面積	19.5m ²	19.5m ²
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	なし	なし
	台所	なし	なし
入居時点での必要な費用		2,000,000円	0円
月額費用の合計		178,146円	224,026円
家賃		75,000円	103,333円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用	(要支援1) 7,866円	(要介護3) 25,413円
	家賃	54,000円	54,000円
	管理費	38,000円	38,000円
	ベッドレンタル料	3,080円	3,080円
	レク費	200円	200円
	(別添2) のとおり	(別添2) のとおり	
備考 介護保険費用は利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。			
※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。			
上記表示金額は消費税込の表記です。			

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建物取得費、固定資産税、共用部分の器具・什器、修繕積立費
敷金	家賃の ヶ月分 解約時の対応
前払金	家賃相当額の前払い金及び想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額として
食費	厨房維持費及び1日3食を提供する為の費用
管理費	水光熱費、事務管理費、共用施設維持費
ベッドレンタル代	ベッドレンタル料
レク費	レクリエーション材料費
介護保険外費用	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	(別添2) のとおり
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	(別添2) のとおり
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）	60ヶ月				
償却の開始日	入居日				
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	30万円				
初期償却率（%）	15%				
返還金の算定方法	<table border="1"> <tr> <td>入居後3ヶ月以内の契約終了</td> <td>全額返還</td> </tr> <tr> <td>入居後3ヶ月を超えた契約終了</td> <td>(200万円 - 30万円) - { (200万円 - 30万円) × (入居月数 / 60ヶ月) } ただし、1月に満たない入居については切り上げるものとします</td> </tr> </table>	入居後3ヶ月以内の契約終了	全額返還	入居後3ヶ月を超えた契約終了	(200万円 - 30万円) - { (200万円 - 30万円) × (入居月数 / 60ヶ月) } ただし、1月に満たない入居については切り上げるものとします
入居後3ヶ月以内の契約終了	全額返還				
入居後3ヶ月を超えた契約終了	(200万円 - 30万円) - { (200万円 - 30万円) × (入居月数 / 60ヶ月) } ただし、1月に満たない入居については切り上げるものとします				
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称 京都信用金庫				

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	3人
	75歳以上85歳未満	11人
	85歳以上	78人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	5人
	要支援2	8人
	要介護1	13人
	要介護2	23人
	要介護3	19人
	要介護4	14人
入居期間別	要介護5	11人
	6か月未満	17人
	6か月以上1年未満	7人
	1年以上5年未満	36人
	5年以上10年未満	20人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人	10年以上	13人
	0人／0人	
入居者数		100人

(入居者の属性)

性別	男性	22人	女性	71人
男女比率	男性	23.7%	女性	76.3%
入居率	93%	平均年齢	89.8歳	平均要介護度 2.5

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	4人
	医療機関	0人
	死亡者	27人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出 (解約事由の例)	
	0人	
	入居者側の申し出 .	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）	事務室	
電話番号 / FAX	072-864-5713	/ 072-864-5715
対応している時間	平日	9:00~17:00
	土曜	9:00~17:00
	日曜・祝日	—
定休日	年末年始（12/30午後～1/3）	
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会	
電話番号 / FAX	06-6949-5418	/
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日	土日祝	
窓口の名称（苦情）	枚方市健康福祉部健康寿命推進室 長寿・介護保険課	
電話番号 / FAX	072-841-1460	/ 072-844-0315
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日	土日祝日・年末年始	
窓口の名称（事故）	枚方市健康福祉部 福祉指導監査課	
電話番号 / FAX	072-841-1468	/ 072-841-1322
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日	土日祝日・年末年始	
窓口の名称（虐待）	枚方市健康福祉部福祉事務所 健康福祉総合相談課	
電話番号 / FAX	072-841-1401	/ 072-841-5711
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日	土日祝日・年末年始	
窓口の名称（　）		
電話番号 / FAX	/	
対応している時間	平日	
定休日		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険会社 (代理店：株式会社島本保険事務所)
	加入内容	人格権侵害・支援事業損害・受託財物損害・初期対応費用
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故防止対策マニュアルに基づく	
事故対応及びその予防のための指針	あり	事故防止対策マニュアル

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	入居者満足度調査	
			実施日 令和4年1月	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	運営懇談会にて報告
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	
			開示の方法	

9 入居希望者への事前情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
重要事項説明書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	入居者、家族、施設長、職員
なしの場合の代替措置の内容			
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
		<p>【利用者及びその家族に関する秘密の保持について】</p> <p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p> <p>【個人情報の保護について】</p> <p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>	
個人情報の保護			
緊急時等における対応方法		サービス利用中、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、協力医療機関に急救搬送等、必要な措置を行います。	
サービス提供に関する記録		<p>①（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。</p> <p>②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。</p>	
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性		代替措置等の内容	
合致しない事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
合致しない事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス）

別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添3（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

説明年月日：	年	月	日
法人名：	社会福祉法人 美郷会		
代表者氏名：	理事長 佐藤 真杉		
事業所名：	有料老人ホーム美華		
説明者氏名：	印		

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

(入居者)

住 所 :	
氏 名 :	印

(入居者代理人)

住 所 :	
氏 名 :	印

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>		
訪問介護	なし	
訪問入浴介護	なし	
訪問看護	なし	
訪問リハビリテーション	なし	
居宅療養管理指導	なし	
通所介護	あり あり	デイサービスセンター美郷 デイサービスセンターくずは西美郷 デイサービスセンターくずは西美郷 デイサービスセンターフルール長尾 デイサービスセンターフルール田ノ口 枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12
通所リハビリテーション	なし	
短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム美郷 ショートステイセンターくずは美郷 ショートステイセンターくずは西美郷 ショートステイセンターフルール長尾 ショートステイセンターフルール田ノ口 枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12
短期入所療養介護	なし	
特定施設入居者生活介護	あり	有料老人ホームまきの美郷 枚方市牧野北町11-15
福祉用具貸与	なし	
特定福祉用具販売	なし	
<地域密着型サービス>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	
夜間対応型訪問介護	なし	
地域密着型通所介護	なし	
認知症対応型通所介護	なし	
小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームまきの美郷 枚方市牧野北町11-15
認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美郷 枚方市西招提町1253
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし	小規模特別養護老人ホームくずは美郷 小規模特別養護老人ホームくずは西美郷 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3
看護小規模多機能型居宅介護	なし	
居宅介護支援	あり	特別養護老人ホーム美郷 居宅介護支援事業所 枚方市西招提町1253
<介護予防サービス>		
介護予防訪問入浴介護	なし	
介護予防訪問看護	なし	
介護予防訪問リハビリテーション	なし	
介護予防居宅療養管理指導	なし	
介護予防通所介護	あり	デイサービスセンター美郷 デイサービスセンターくずは美郷 デイサービスセンターくずは西美郷 デイサービスセンターフルール長尾 デイサービスセンターフルール田ノ口 枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12
介護予防短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム美郷 ショートステイセンターくずは美郷 ショートステイセンターくずは西美郷 ショートステイセンターフルール長尾 ショートステイセンターフルール田ノ口 枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12
介護予防短期入所療養介護	なし	
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	有料老人ホームまきの美郷 枚方市牧野北町11-15
介護予防福祉用具貸与	なし	
特定介護予防福祉用具販売	なし	
<第1号事業>		
予防訪問事業	なし	
予防通所事業	なし	
<地域密着型介護予防サービス>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし	
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームまきの美郷 枚方市牧野北町11-15
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美郷 枚方市西招提町1253
介護予防支援	あり	地域包括支援センター美郷会 枚方市北中振3-28-7
<介護保険施設>		
介護老人福祉施設	あり	特別養護老人ホーム美郷 枚方市西招提町1253
介護老人保健施設	なし	
介護療養型医療施設	なし	
介護医療院	なし	

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		施設で実施するサービス(介護保険外サービス等)		備 考
		料金※(税込みの総額)		
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	希望により居室内で食事介助を実施する場合、30分770円負担
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	利用料金表参照	自己負担
	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
	特浴介助	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
	身辺介助(移動・着替え等)	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	
	通院介助	あり	協力医療機関への送迎、救急対応時の付き添いは月額費に含む	協力医療機関以外への送迎をご希望の場合は、職員1名につき30分770円負担
生活サービス	居室清掃	あり	月額費に含む	
	リネン交換	あり	週1回までは月額費に含む(汚染時都度)	週2回以上のリネン交換の場合、1回610円負担
	日常の洗濯	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、1回610円負担
	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	月額費に含む	
	おやつ	あり	月額費に含む	
	理美容師による理美容サービス	あり	利用料金表参照	自己負担
	買い物代行	あり	定期実施の月1回までは月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	役所手続代行	あり	介護保険更新・区変手続は月1回まで月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり		希望により自己負担で実施
	健康相談	あり	月額費に含む	
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	
	服薬支援	あり	月額費に含む	
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	月額費に含む	
入退院のサービス	移送サービス	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円
	入退院時の同行	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	協力医療機関への洗濯物交換は、週1回までは月額費に含む	協力医療機関への洗濯物交換が週2回以上の場合、1回610円負担
	入院中の見舞い訪問	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	182	1,901円	191円	381円	571円
要支援2	311	3,249円	325円	650円	975円
要介護1	538	5,622円	563円	1,125円	1,687円
要介護2	604	6,311円	632円	1,263円	1,894円
要介護3	674	7,043円	705円	1,409円	2,113円
要介護4	738	7,712円	772円	1,543円	2,314円
要介護5	807	8,433円	844円	1,687円	2,530円
要介護1(短期利用)	538	5,622円	563円	1,125円	1,687円
要介護2(短期利用)	604	6,311円	632円	1,263円	1,894円
要介護3(短期利用)	674	7,043円	705円	1,409円	2,113円
要介護4(短期利用)	738	7,712円	772円	1,543円	2,314円
要介護5(短期利用)	807	8,433円	844円	1,687円	2,530円

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくことになりますので、ご留意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
生活機能向上連携加算(Ⅱ1)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ2)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき 個別機能訓練加算を算定している場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	1日につき
夜間看護体制加算(★)	10	104円	11円	21円	32円	1日につき
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき
医療機関連携加算	80	836円	84円	168円	251円	1月につき
口腔衛生管理体制加算	30	313円	32円	63円	94円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1日につき
退院・退所時連携加算(★)	30	313円	32円	63円	94円	1日につき
看取り介護加算(★) (死亡日以前31日以上45日以下)	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上45日以下
看取り介護加算(★) (死亡日以前4日以上30日以下)	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護加算(★) (死亡日以前2日又は3日)	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	死亡日の前日及び前々日
看取り介護加算(★) (死亡日)	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	229円	23円	46円	69円	1日につき
介護職員等特定待遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 18/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員待遇改善加算を除く
介護職員待遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 82/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 15/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	介護職員等のベースアップ等の引き上げに継続的に取り組む事業所に認められる加算、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数。

※(★)は要介護のみ。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	7,866	12,374			
	(2割の場合)	15,732	24,748			
	(3割の場合)	23,598	37,122			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)	20,659	22,966	25,413	27,850	30,082
	(2割の場合)	41,318	45,932	50,825	55,300	60,123
	(3割の場合)	61,976	68,898	76,237	82,949	90,185

本表は、個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)、夜間看護体制加算(要介護のみ)、医療機関連携加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、口腔衛生管理体制加算、生活機能向上連携加算(Ⅱ2)、科学的介護推進体制加算、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等ベースアップ等支援加算が含まれます。各種要件を満たした場合、退院・退所時連携加算(要介護のみ)、看取り介護加算(要介護のみ)、口腔・栄養スクリーニング加算(6ヶ月に1回)ADL維持等加算(要介護のみ)が算定されます。

・1ヶ月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③ 加算の概要

・生活機能向上連携加算

指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士等が、当施設を訪問し機能訓練指導員等と共同して入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。

・個別機能訓練加算

機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

看護に係る責任者を定め、看護職員又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。

重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ます。

・若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症(40歳から64歳まで)の入居者を対象にサービス提供を行った場合に算定します。

・医療機関連携加算

看護職員が入居者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して入居者の健康状況について、月に1回以上情報提供している場合に算定します。

・口腔衛生管理体制加算

介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合に算定します。

・口腔・栄養スクリーニング加算

利用開始時及び利用中6月ごとに入居者の栄養状態について確認を行い、利用状態に関する情報(低栄養状態の場合には、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を入居者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定します。

・退院・退所時連携加算【要支援は除く】

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当施設に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間に算定します。

・看取り介護加算【要支援は除く】

看取りに関する指針を定め、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者について、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入居者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えるように支援した場合に算定します。なお、看取りに関する指針については、入居の際に入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ます。

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

従業者の割合について、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。

・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行うものとして、届け出ている場合に算定します。

※介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等のベースアップ等の引き上げに継続的に取り組む事業所に認められる加算。基本サービス費に各種加算を加えた総単位数(所定単位数)